

○ 再評価対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	審議 区別 (案)	委員会	備考
	河川、路線、 港湾名等	箇所名						
砂防事業	重信川水系	重信川水系直轄砂防事業	国(直轄)	愛媛県	D	重点	第1回(9月)	
道路事業	新直轄	四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東	国(直轄)	徳島県	E	重点	第1回(9月)	
道路事業	55号	一般国道55号 高知南国道路	国(直轄)	高知県	E	重点	第1回(9月)	
		一般国道55号 南国安芸道路						
		一般国道55号 南国安芸道路(芸西西～安芸西)						
道路事業	56号	一般国道56号 窪川佐賀道路	国(直轄)	高知県	E	重点	第2回(12月)	
		一般国道56号 佐賀大方道路						
		一般国道56号 大方四万十道路						
港湾事業	高松港	高松港朝日地区 国際物流ターミナル整備事業	国(直轄)	香川県	E	重点	第2回(12月)	
海岸事業	高知港海岸	高知港海岸 直轄海岸保全施設整備事業	国(直轄)	高知県	B	重点	第2回(12月)	

区分:(再評価実施要領基準)
 A:事業採択後3年間に経過した時点で未着工の事業
 B:事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業
 C:準備・計画段階で3年間に経過している事業
 D:再評価実施後に5年間に経過した時点で継続中または3年間に経過した時点で未着工の事業
 E:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

河川事業 1件
 道路事業 3件
 港湾事業 1件
 海岸事業 1件
合計 6件

○ 事後評価対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	委員会	備考
	河川、路線、 港湾名等	箇所名					
道路事業	56号	一般国道56号 伊予インター関連	国(直轄)	愛媛県	A	第2回(12月)	
官庁営繕事業		高松地方合同庁舎(Ⅱ期)	国(直轄)	香川県	A	第1回(9月)	

区分:(事後評価実施要領基準)
 A:事業完了後、一定期間(5年以内)が経過した事業
 B:審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

河川事業 0件
 道路事業 1件
 港湾事業 0件
 官庁営繕事業 1件
合計 2件

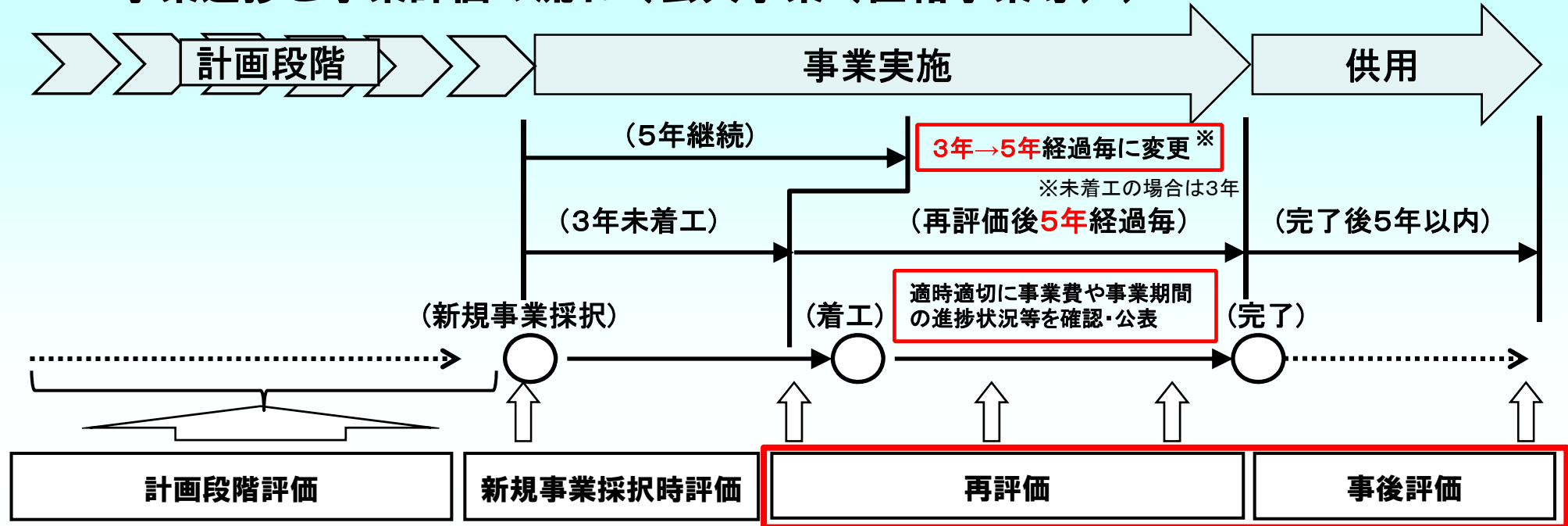
○ 報告対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	委員会	備考
	河川、路線、 港湾名等	箇所名				
河川事業	重信川	重信川直轄河川改修事業	国(直轄)	愛媛県	第2回(12月)	河川整備計画点検(再評価 事業費の変更)
河川事業	土器川	土器川直轄河川改修事業	国(直轄)	香川県	第2回(12月)	河川整備計画点検(再評価) ※前回再評価から5年経過
河川事業	吉野川	吉野川総合水環境整備事業	国(直轄)	徳島県・高知県	第2回(12月)	河川整備計画点検(再評価 新規事業追加) ※早明浦ダムかわまちづくり
河川事業	那賀川	那賀川総合水環境整備事業	国(直轄)	徳島県	第2回(12月)	河川整備計画点検(再評価 新規事業追加) ※那賀川自然再生事業
河川事業	四万十川	渡川総合水環境整備事業	国(直轄)	高知県	第2回(12月)	河川整備計画点検(再評価 事業計画の変更) ※四万十川自然再生事業

河川事業 5件
合計 5件

事業評価の流れ

<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



【計画段階評価】

平成24年度～

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】

平成10年度～

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

平成10年度～

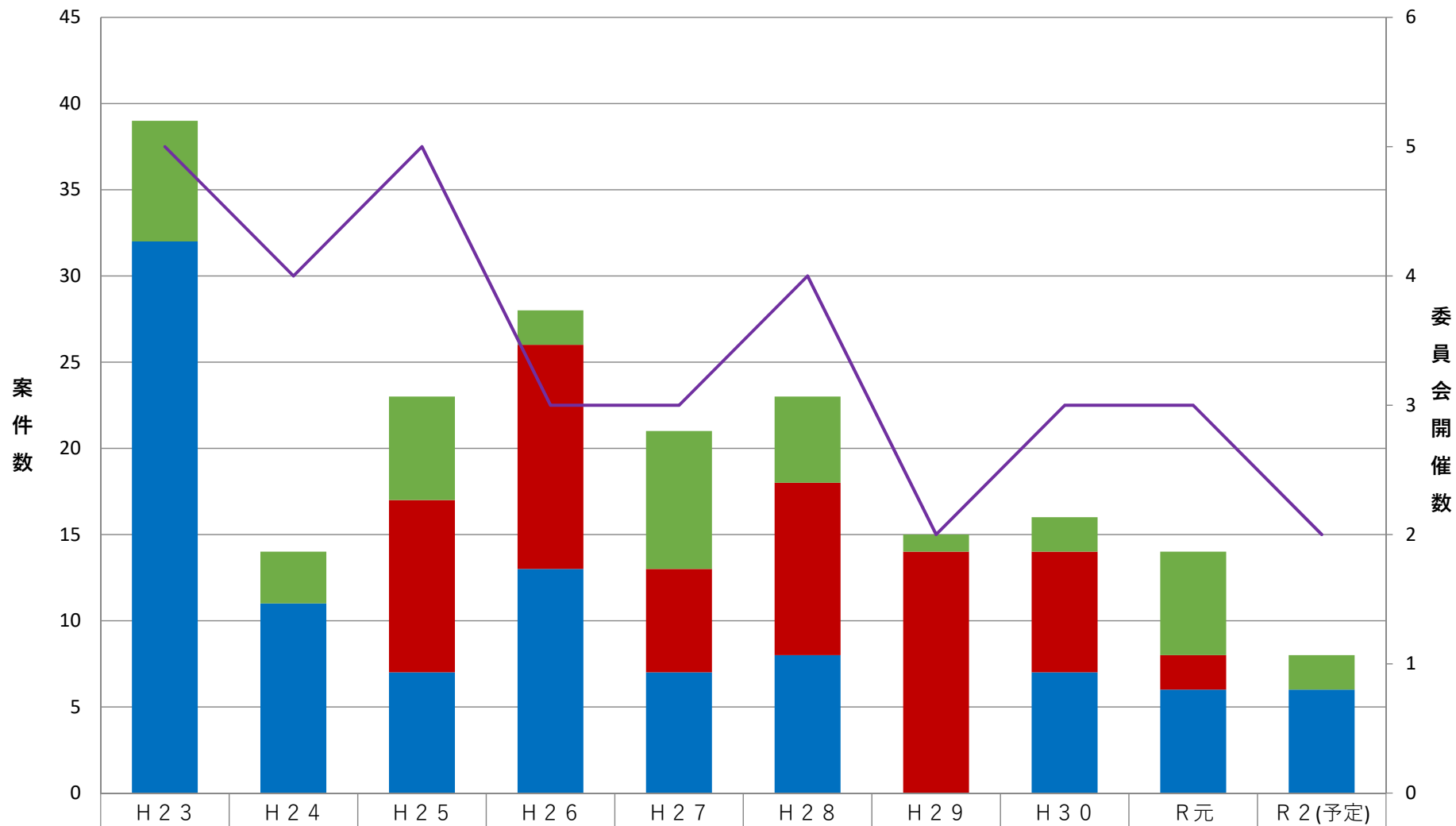
事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

【完了後の事後評価】

平成15年度～

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

四国地方整備局事業評価監視委員会状況



■ 事後評価	7	3	6	2	8	5	1	2	6	2
■ 再評価要点			10	13	6	10	14	7	2	0
■ 再評価重点	32	11	7	13	7	8	0	7	6	6
— 委員会数	5	4	5	3	3	4	2	3	3	2

令和2年度の審議の進め方

～事業評価の効率化・重点化に向けて～

平成24年度までは、状況が変わらない事業も一律に評価作業

平成25年度の取り組み

道路事業で効率化・重点化の試行、重点的な審議案件は1件、その他10件の審議を簡素化（概要書等による審議、B/Cは全て算出）

再評価実施要領の運用発出（平成25年11月1日）

費用対効果分析の影響要因に変化がない場合、かつ実施することが効率的でない場合は、費用対効果分析を実施しないことができる。（別紙確認フロー）

平成25年度第5回事業評価監視委員会（平成26年2月26日）で平成26年度事業評価より運用していくことを確認

平成26年度以降の事業評価の流れ

費用対効果分析実施の必要性を確認フローにより判定

費用対効果分析実施の判定結果を提示
事業評価監視委員会にて「重点審議」「要点審議」を決定

重点審議

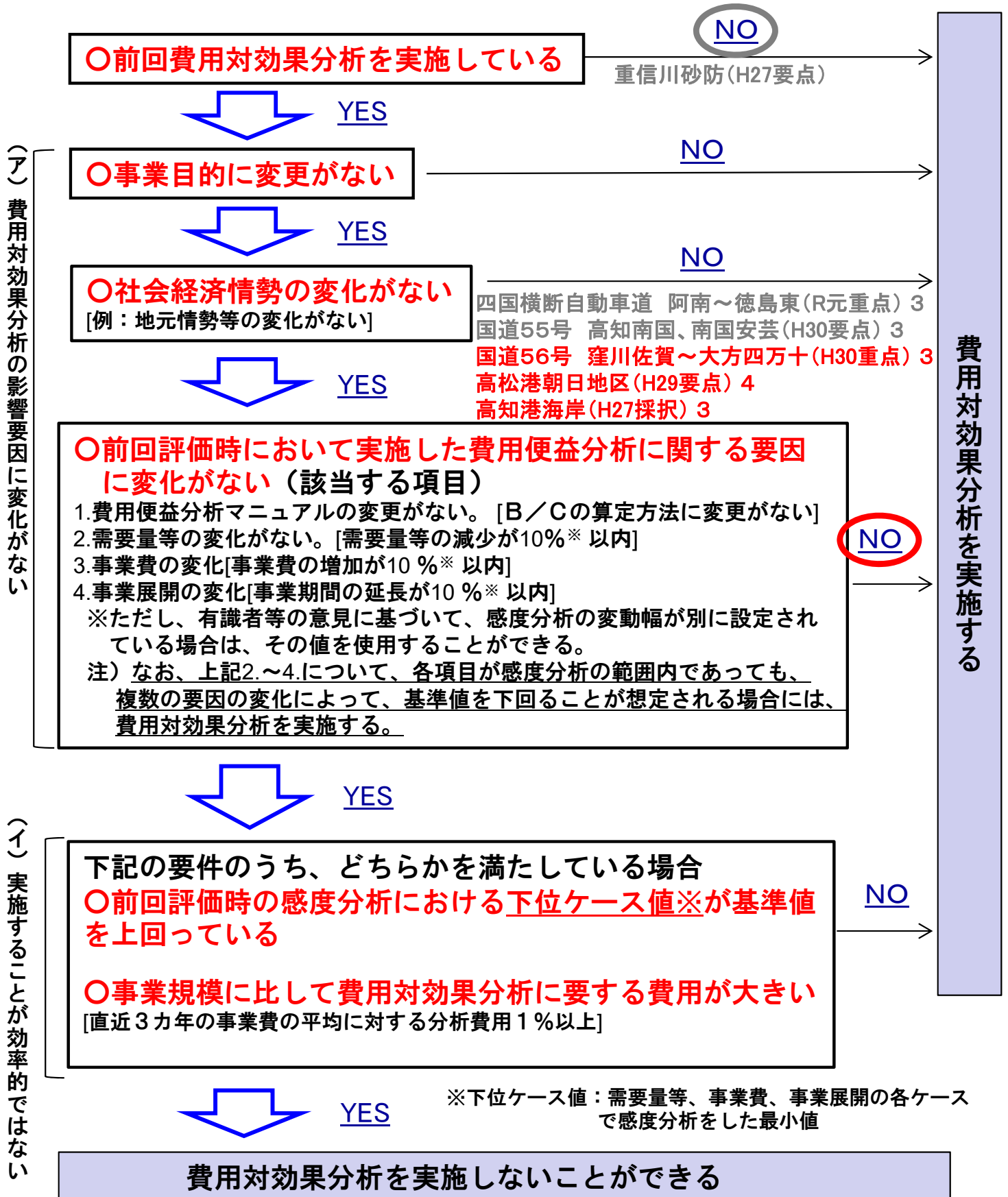
前回からの変化が大きく
重点的な審議を
要する事業

要点審議

前回からの変化が軽微で
要点的な審議で
十分な事業

費用対効果分析実施の必要性確認フロー

費用対効果分析の実施について、再評価実施主体で判断



令和2年度 事業再評価案件の重点化・効率化判定一覧

番号	事業種別	県名	事業名	直近の再評価実施状況		(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない							(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でない		その他の事由	費用対効果分析を実施する	審議区別(案)	備考
				直近評価年度	前回B/C	全て満足	事業目的	社会経済情勢	費用便益分析マニュアル	需要等	事業費	事業展開	どちらか満足	前回感度分析下位ケース \geq 基準値、又は事業規模に比して分析費用が大きい				
1	道路	高知	一般国道56号 窪川佐賀道路	H30	○	×	■	■	■	■	□	■	○	■		○	重点	・一体評価 ・大方四万十道路はH31新規
2	道路	高知	一般国道56号 佐賀大方道路	H30	○	○	■	■	■	■	■	■	○	■		○	重点	
3	道路	高知	一般国道56号 大方四万十道路	-	-	○	■	■	■	■	■	■	○	■		○	重点	
4	港湾	香川	高松港朝日地区国際物流ターミナル整備事業	H29	×	×	■	■	■	□	■	□	○	■		○	重点	
5	海岸	高知	高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業	H27	○	×	■	■	■	■	□	■	○	■		○	重点	

審議案件事業種別(案)	河川	ダム	砂防	地滑	海岸	道路	港湾	営繕	計
重点審議案件	0	0	0	0	1	1	1	0	3
要点審議案件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	1	1	1	0	3

凡例 ■:該当する

□:該当しない

(ア)及び(イ)欄において空欄は判定中とする